

真庭市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（28回）

日 時 令和3(2021)年1月30日(土)

午後3時00分～

場 所 真庭市役所3階 会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

（1）真庭市内感染者46例目～48例目の確認について

- ・市内の発生情報（健康福祉部）

- ・児童生徒の感染に伴う学校の対応について（教育委員会）

4. 閉 会

真庭市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第28回)

出席者名簿

所 属	役 職	氏 名
真庭市	市 長	
真庭市	副市長	
真庭市	教育長	
市長直轄組織	危機管理監	
総合政策部	部 長	
総務部	部 長	
生活環境部	部 長	
健康福祉部	部 長	
産業観光部	部 長	
建設部	部 長	
教育委員会	教育次長	
消防本部	消防長	
会計課	会計管理者	
議会事務局	事務局長	
総務部	次 長	

(ウェブ会議により参加)

所 属	役 職	氏 名
北房振興局	振興局長	
落合振興局	振興局長	
勝山振興局	振興局長	
美甘振興局	振興局長	
湯原振興局	振興局長	
蒜山振興局	振興局長	
湯原温泉病院	事務部長	

令和3年1月30日

お知らせ

課名	岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部
担当	感染症班 濱田、山西、村上
内線	3719、3705
直通	086-226-7960

県内での新型コロナウイルス感染症患者の発生について (県内2316～2320例目)

1月29日に、県内で新型コロナウイルスの感染者が5名確認されました。県内で、新型コロナウイルス感染症の患者発生が確認されたのは2316～2320例目(2315～2319人目)です。

県では、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を確実にを行い、感染拡大防止に努めてまいります。

【2316～2320例目】

	2316例目	2317例目	2318例目	2319例目
年代	80代	40代	30代	10代
性別	女性	男性	男性	男性
居住地	赤磐市	玉野市	真庭市	真庭市
職業	無職	会社員	会社員	生徒・児童
発症日	1月25日	1月28日	1月29日	1月28日
発症日の症状	息苦しさ	頭痛、筋肉痛 発熱	咽頭痛、頭痛 発熱	発熱、咳
検査	採取日	1月28日	1月28日	1月29日
	判明日	1月29日	1月29日	1月29日
	方法	PCR	PCR	抗原定量検査
現在の症状	中等症	軽症	軽症	軽症
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・症状があったため、自ら受診して検査 ・入院中 	<ul style="list-style-type: none"> ・症状があったため、自ら受診して検査 ・宿泊療養施設に入所 	<ul style="list-style-type: none"> ・症状があったため、自ら受診して検査 ・入院中 	<ul style="list-style-type: none"> ・2318例目の濃厚接触者(同居の家族)として検査 ・自宅療養

	2320例目	
年代	10歳未満	
性別	男性	
居住地	真庭市	
職業	児童	
発症日	1月25日	
発症日の 症状	発熱	
検査	採取日	1月29日
	判明日	1月29日
	方法	抗原定量検査
現在の症状	無症状	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・2318例目の濃厚接触者（同居の家族）として検査 ・自宅療養 	

- ・ 風評被害の防止や個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう格段のご配慮をお願いします。また、施設等への取材はご遠慮いただきますようお願いいたします。
- ・ 人と接する仕事に従事されている方で、発熱や風邪のような症状がある場合には、仕事を休んでいただくようお願いいたします。休んでいただくことは、感染拡大の防止にもつながる大切な行動です。

令和3年(2021年)1月30日

報道関係 各位

真庭市教育委員会

真庭市立学校における 新型コロナウイルス感染者の確認について 【1月29日確認分】

1月29日(金曜日)、真庭市立八束小学校の児童1名と蒜山中学校の生徒1名が新型コロナウイルスに感染していることが確認されました。学校の対応については以下のとおりです。

概要▶

保健所の指導のもと、以下のとおり対応します。

1 真庭市立八束小学校(真庭市蒜山下見1527)及び

真庭市立蒜山中学校(真庭市蒜山下福田468)の対応について

- ・学校の教育活動は、感染症対策を行いながら、2月1日(月曜日)から通常どおり行います。ただし、接触者の検査結果等によっては変更する可能性があります。

2 その他

- ・感染された方や保護者、ご家族等の人権尊重、個人情報保護に特段のご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先・発信元▶

学校教育課 (担当 橋本 祐一)

TEL0867-42-1087 FAX0867-42-1416

真庭市立小・中学校長 様

真庭市教育委員会
教育長 三ツ 宗宏

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について (1月改訂)

各校におかれましては、日頃より真庭市の児童生徒の確かな成長を支える教育活動を推進いただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大の傾向が徐々に明らかになる中、真庭市教育委員会では感染が確認された際の対応を次のとおりといたします。つきましては、各校での対応についてよろしくお願いいたします。

なお、今後の状況によって対応を変更する可能性があることを申し添えます。

記

1 感染に伴う出席停止や臨時休業等の基本的な考え方について

(1) 真庭市立学校における感染に伴う出席停止や臨時休業等の基本的な考え方は、以下の表のとおりとする。

	感染が判明	濃厚接触者に特定 (保健所にて特定)	発熱咳等の症状あり PCR・抗原検査等受検
児童生徒本人 (教職員本人)	治癒するまで 出席停止	原則として2週間 出席停止(※1)	出席停止 (※2)
当該学校	原則として休業としない (※3)	休業としない	休業としない
当該学校 以外の学校	休業としない		

(※1) …感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算

児童生徒等の家族に濃厚接触者がいる場合、保健所等と相談の上、個別に対応する。

(※2) …保健所等と相談上、発熱咳等の症状がなくなるまで、または検査結果判明まで出席停止とする。

(※3) …学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等、臨時休業が必要な場合でも、保健所等と相談の上、必要最低限の範囲での休業を検討する。

(2) 出席停止の日数及び登校可能となる日については、保健所の指導のもと、真庭市教育委員会として決定する。

(3) 児童生徒及び教職員の感染が確認された場合、不確実な噂の流布を避け、対応を明確にするため、本人及び保護者の了解のもと原則学校名は公表する。

(4) 保健所が決定した濃厚接触者に対して、保健所から学校に個人情報の提供依頼があった場合は、市の個人情報保護条例に基づいて適切に対応する。

2 学校における感染拡大防止について

(1) 「真庭市立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を参考に、学校における感染拡大の防止に努める。

(2) 特に、感染症についての正しい理解、プライバシーの保護や人権への配慮については、継続して指導を徹底する。